

④ 病児・病後児保育事業

(拡充の内容)

需要が高い病児・病後児保育について、これまでの病院、保育所等に付設された専用スペースでの実施に加え、児童が通い慣れた保育所において、医務室や看護師等を活用して実施することにより、事業の大幅な拡充を図る。

1. 事業の目的

保育所へ通所中等の児童が発熱等の急な病気等となった場合、当該児童を保育所、病院等に付設された専用スペースや当該児童が通う保育所等において病児・病後児保育を実施することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童及び保護者のニーズに応じ、安心できる環境において病児・病後児保育を実施する。

2. 事業の内容

保育所へ通所中等の児童が病気等の場合の保育を実施。

(1) 医療機関型

病院等に付設された専用スペースでの実施。

(2) 保育所型

○オープン型

地域の児童を対象に保育所等に付設された専用スペースでの実施。

④ ○自園型

児童が通う保育所の医務室等において、看護師等を活用し、入所児童が微熱を出すなど体調不良となった場合等に対応。

(3) 派遣型

市町村から看護師等を児童の自宅へ派遣し実施。

なお、保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要な場合にも対応。

3. 実施主体

市町村（特別区を含む。）

生後4か月までの全戸訪問事業の創設 (こんにちは赤ちゃん事業)

(次世代育成支援対策交付金に計上)

1. 事業の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。このようにして、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものである。

2. 事業の内容

- (1) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。
 - ① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
 - ② 母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。
- (2) 訪問スタッフには、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。
- (3) 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、育児支援家庭訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

3. 実施主体

市 町 村